

森林法施行規則（抄）

（昭和二十六年八月一日）

（農林省令第五十四号）

第一条～第四条（略）

（開発行為の許可の申請）

第四条 法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 開発行為に係る森林の位置図及び区域図

二 開発行為に関する計画書

三 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

四 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）

四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設及び同項第二号に規定する区画整理

五 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

六 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設

七 港湾法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

八 港湾法第二章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

九 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第三条第一号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

十 博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

十一 航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する

者の利便を確保するため必要なもの又は同法第二条第五項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第八項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。)

十三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業

十四 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設

十五 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第五項に規定する一般自動車ターミナル

十六 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は同項第十一号の二に規定する配電事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物

十七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十五項に規定する都市計画事業(第十五号に該当するものを除く。)

十八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設

十九 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設

(適用除外)

第六条 法第十条の四の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第三条の境内地(同条第二号及び第三号に掲げる土地を除く。)たる森林(保安林又は保安施設地区内の森林を除く。)とする。

2 森林所有者は、その森林につき法第十条の四の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書(二通)に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

(伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項)

第八条 法第十条の八第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 伐採樹種

二 伐採の期間

三 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積

四 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

五 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあっては、その供されることとなる用途

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第九条 法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

第九条の二～第四十三条(略)

(申請書等の様式)

第百六条 第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条(第十三条第二項において準用する場合を含む。)の申請書、第十四条の二の報告書、第十五条の届出書、第二十九条の二第一項の申請書、第二十九条の三の届出書、第二十九条の五第一項の申請書、第三十四条の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十三条第二項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条の届出書、第六十八条の届出書、第七十六条の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第百四条の三第一項の届出書並びに第百四条の五第一項の届出書の様式は、別に定めて告示する。